

令和4年富良野市教育委員会第11回定例会

開催年月日	令和4年11月23日（水） 午前11時17分開会
開催場所	富良野市役所 2階教育長室
出席委員	教育長 近内 栄 一 委員 宮本 鎮 栄 委員 津山 正 樹 委員 渡邊 啓 子 委員 木村 謙
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 亀淵 雅彦 教育振興課長 桑島 洋 こども未来課長 佐藤 保 教育振興課管理係長 石坂 征和
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について 議案第2号 市立富良野図書館設置条例施行規則の一部改正について 議案第3号 富良野市いじめ問題審議会委員の委嘱について 報告議案第1号 令和4年度富良野市一般会計予算の補正報告（専決処分）について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 木村 謙 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午前11時17分

近内教育長

只今より令和4年富良野市教育委員会第11回定例会を開会いたします。
会議録署名委員には、木村委員をお願いいたします。
次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

令和4年10月24日から11月22日までの事務報告をいたします。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。
11月11日、富良野市PTA連合会教育懇話会に出席しています。

近内教育長

11月16日、北海道都市教委連秋季定期総会に登別市にて出席しております。
以上です。

只今の教育長事務報告について、補足説明を行います。

11月11日の富良野市PTA連合会教育懇話会では、教育委員会からの情報提供として、富良野高校、緑峰高校の統合・新設校の配置ということで、富良野高校の高田校長先生より情報提供していただきました。併せて、部活層の地域移行や市内小中学校の適正規模・適正配置に関する指針の改正案の考え方について説明をしております。特に部活動の関係や学校の適正規模・適正配置に関する意見をいただきました。今後、その意見を参考に年度内に方向性を決めていきたいと考えています。

11月16日の北海道都市教委連秋季定期総会では、来年5月に帯広市で全国都市教育長協議会が開催されますが、その準備ということで、本市では教育研究部会にて生涯学習の事例発表の役割となっています。併せて、令和6年度の文教施策に対する北海道、北海道教育委員会への要望する内容を協議しています。

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮りいたします。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

日程第二に移ります。

報告議案第1号「令和4年度富良野市一般会計補正予算の報告（専決処分）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により秘密会といたしたいと思っておりますがいかがですか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

異議なしと認め、報告議案第1号については、秘密会として他の議案の後に審議することといたします。

議案第1号を議題といたします。

議案第1号「富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第1号 富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の制定に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、条項にズレが生じるため、富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追ってご説明申し上げます。

第1条中、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めようとするものでございます。

第2条第1項第1号中「法第77条第1項」を「法第72条第1項」に改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号「市立富良野図書館設置条例施行規則の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第2号 市立富良野図書館設置条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、図書館施設を社会教育施設として、広く市民が活用できるようにするため、市立図書館設置条例の一部を改正したことから、それに伴う施行規則を改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第7条の改正は、条例第7条第1項の規定により図書館の施設を使用する者は、使用許可申請書を提出しなくてはならない、第2項は申請を許可したときは、申請者へ許可書を交付するものでございます。

第8条は、申請者が許可事項の変更又は取消しについて、第9条は、委員会が許可の取消しについて、第10条は、使用料等の納付について、第11条は、使用料の減免について、第12条は、使用料等の還付について、それぞれ条を加えた者であります。第13条以下については、条の追加に伴い、条を繰り下げたものでございます。

なお、施行期日については、令和5年1月1日から施行しようとする小野でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「富良野市いじめ問題審議会委員の委嘱について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第3号 富良野市いじめ問題審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市いじめ ZERO（ゼロ）推進条例第 27 条に基づき、いじめ ZERO の推進を図るため、教育委員会の附属機関として富良野市いじめ問題審議会を設置しておりますが、現委員が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりましたので、別紙名簿のとおり、9 名の方を委員に委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 2 年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 3 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
これより秘密会といたします。

教育長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。
これをもって令和 4 年富良野市教育委員会第 11 回定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 28 分